

入 札 説 明 書

寝具設備等の賃貸借（ベッドメイキング含む）、診察衣等の賃貸借
及びリネン類の洗濯請負

（一 般 競 争）

令和6年12月

国立大学法人滋賀医科大学

担当：病院経営戦略課病院調達係

（077-548-2039）

入札説明書

この入札説明書は、国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）及び本件調達に係る入札公告（指名通知）（以下「入札公告等」という。）に定めるもののほか、本学の物品の購入、借入、製造及び役務の提供（以下「購入等」という。）契約に関し、一般競争（指名競争）に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約担当等 別記1のとおり
- (2) 調達内容 別記2のとおり
- (3) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別添契約書（案）及び国立大学法人滋賀医科大学物品供給契約等基準に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、購入物品の場合は、本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び仕様書等に規定する納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (4) 入札保証金及び契約保証金 免除

2. 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合はこれにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで別記3の業者区分の等級に格付け

されている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。全省庁統一資格に関する問い合わせは、令和6年3月29日付け号外政府調達第58号の官報（政府調達公告版）の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。

本学における問い合わせ 別記4の（1）のとおり

- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
上記以外の規格を指定した場合も上記に準じて証明した者であること。
- (5) 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品の納入等ができることを証明した者であること。
- (6) 入札公告の物品を第三者をして貸付けしようとする場合にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (7) 入札公告において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 製造請負契約においては、製造物品に関する技術水準が高く、かつ製造実績があることを証明したものであること。
- (10) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の納入、貸付け、製造又は役務の提供（以下「納入等」という。）ができることを証明する書類（以下「納入等ができることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
別記4の（1）のとおり
- (2) 入札説明会の日時及び場所
別記4の（2）のとおり
- (3) 入札書の受領期限
別記4の（3）のとおり
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、図面、契約書（案）及び契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、別記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることにはできない。
 - ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月20日開札〔寝具設備等の賃貸借（ベッドメーカー含む）、診察衣等の賃貸借及びリネン類の洗濯請負〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - ア 供給物品名、貸付物品名、製造物品名又は役務の名称（以下「供給物品名等」という。）
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）又は電子署名

エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印又は電子署名
③ 郵便（書留郵便又は配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月20日開札〔寝具設備等の賃貸借（ベッドメイキング含む）、診察衣等の賃貸借及びリネン類の洗濯請負〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、別記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電子メール電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（5）入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 供給物品名等及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載又は記録のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 供給物品名等に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載又は記録が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ その他入札に関する条件に違反したもの

（6）入札の取りやめ等

競争加入者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（7）代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（8）開札の日時及び場所

別記5のとおり

（9）開札

① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証

- 明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記3の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の納入等ができることを証明する書類を、上記2の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、別記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、納入等ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入等ができることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入等ができることを証明する書類は別紙により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の納入等ができるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の納入等ができるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法
最低価格落札方式とする。
 - ① 上記3の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記2の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加

入者等からのものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

- ④ 製造その他の請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを当該契約の相手方とすることがある。
- ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に本学が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、本学が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 本学が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(6) 支払条件

代金の支払いは、別添契約書（案）に定めるとおりとする。

(7) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した納入等ができることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- ② 納入検査等終了後、当該物品をしようしている期間中において、また、請負業務の履行期間中において、落札者が提出した納入等ができることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

(8) 情報の開示

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、本契約内容について開示請求があった場合は、本学の情報公開に関する開示・不開示の審査の対象となる。

別記

1 契約担当等

- (1) 国立大学法人滋賀医科大学長 上本 伸二
- (2) 所在地 〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

2 調達内容

- (1) 請負等件名 寝具設備等の賃貸借（ベッドメイキング含む）、診察衣等の賃貸借及びリネン類の洗濯請負
- (2) 調達案件の性質等 別紙「仕様書」による
- (3) 履行期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日
- (4) 履行場所 滋賀医科大学医学部附属病院
- (5) 履行方法 別紙「仕様書」による

3 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の納入、貸付け、製造又は役務の提供（以下「納入等」という。）ができることを証明する書類（以下「納入等ができることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学病院経営戦略課病院調達係長 大知 純子
TEL 077-548-2039（直通）
- (2) 入札説明会の日時及び場所
開催しない。
- (3) 入札書の受領期限
令和7年1月10日 17時00分
（送付する場合には受領期限までに必着のこと。）

5 開札の日時及び場所

- 令和7年2月20日 11時00分 滋賀医科大学医学部附属病院第3会議室
（競争加入者またはその代理人は、開札開始時刻の10分前までに到着し、その旨を係員に届け出ること。）

別 紙

競争参加資格の確認のための書類及び納入・請負等ができることを証明する書類

1. 競争参加資格の確認のための書類

- | | | | |
|--|-----|---|---|
| (1) 令和6年度の参加資格結果通知書（全省庁統一資格）の写し | ・・・ | 1 | 部 |
| (2) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあつては、その許可書の写し | ・・・ | | 部 |
| (3) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあつては、当該規格の物品を納入できることを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (4) 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明等） | ・・・ | | 部 |
| (5) 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの物品を納入できることを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (6) 入札公告の物品を第三者をして貸付けしようとする場合にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (7) 入札公告において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (8) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (9) 製造請負契約においては、製造物品に関する技術水準が高く、かつ製造実績があることを証明した書類 | ・・・ | | 部 |
| (10) 入札説明書2の競争参加資格（1）、（10）に該当しない者であることを誓約した書類 | ・・・ | 1 | 部 |

2. 請負等ができることを証明する書類

- | | | | |
|--|-----|---|---|
| (1) 本請負と同種の直近の請負実績
施設名、実績期間及び管理内容の概要説明を記載すること | ・・・ | 1 | 部 |
| (2) 人員採用基準及び採用方法 | ・・・ | 1 | 部 |
| (3) 人員の教育及び業務研修計画 | ・・・ | 1 | 部 |
| (4) 請負条件及び仕様書に基づき、本請負業務を確実に履行できることを証明した書類 | ・・・ | 1 | 部 |
| (5) 医療関連サービスマーク認定証の写し | ・・・ | 1 | 部 |
| (6) 請負業者決定後、履行できなくなった時の代行保障業者等を明確にした書類 | ・・・ | 1 | 部 |
| (7) ISO14001の認定証の写し | ・・・ | 1 | 部 |
| (8) 標準作業書（医療法第15条の2及び医療法施行規則第9条の14第11号に掲げる標準作業書） | ・・・ | 1 | 部 |
| (9) 業務案内書（医療法第15条の2及び医療法施行規則第9条の14第12号に掲げる業務案内書） | ・・・ | 1 | 部 |
| (10) 予定の業務従事者名簿（氏名、職歴、資格） | ・・・ | 1 | 部 |

※ 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。